

県土砂条例の許可申請をお考えの皆様へ

令和7年3月31日までに工事に「着手」しているかどうかで、次のとおり取扱いが異なります。

■ 令和7年3月31日までに許可を受け、工事着手している場合

⇒ 令和7年4月1日以降も引き続き神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下、「**県土砂条例**」という。）が適用されます。

⇒ なお、規制開始日から21日以内に**盛土規制法に基づく届出が必要です。**

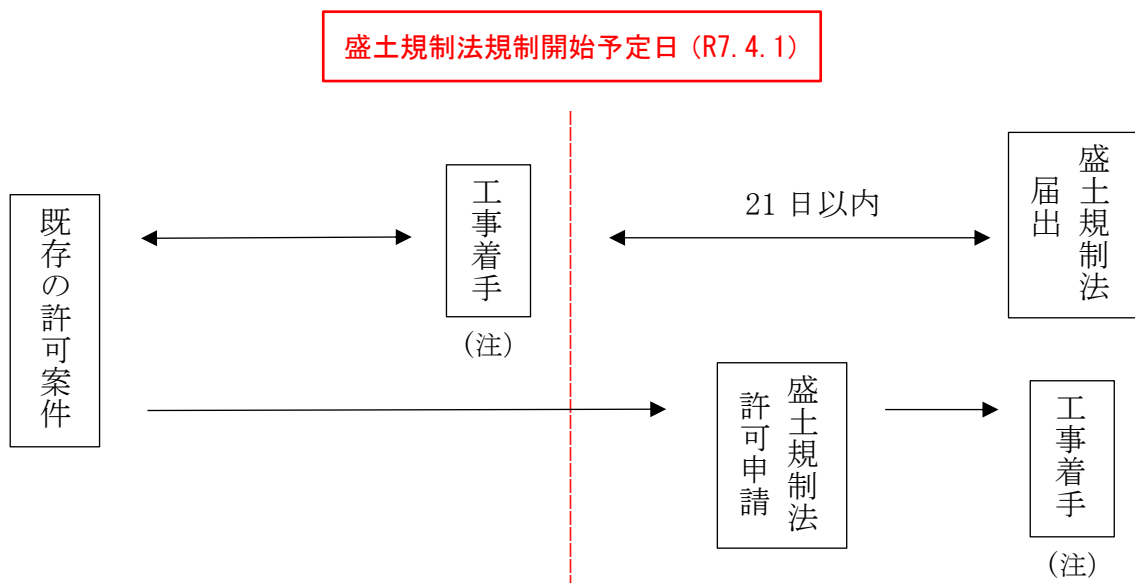
※ 区域の拡大がある場合は、改めて盛土規制法による許可が必要となる場合もあります。

※ 着手の状態によっては、盛土規制法による許可が必要となる場合もあります（注）。

■ 令和7年3月31日までに工事が未着手の場合

⇒ 令和7年4月1日以降、**盛土規制法による許可申請が必要となります。**

※ 盛土規制法による許可申請等には、申請手数料がかかります。



（注） ここで「着手」とは、盛土規制法上「着手」にあるとされる行為を行うことです。

県土砂条例の「着手」とは定義が異なりますのでご注意ください！

- ・ 盛土規制法で「着手」とは（県『審査マニュアル』に規定予定）
工事現場において設計図書と照合して行う最初の土地の形質変更（根切り工事、くい打ち工事等）又は土石の堆積を行うこと。
- ・ 県土砂条例で「着手」とは（これまでの運用）
防災施設の設置、進入路の準備、土砂埋立行為準備のための伐採など、土砂埋立行為に関連する行為に着手した時点。

留意事項

県土砂条例の許可申請を行う場合は、日程に余裕をもってください。

★ 令和7年3月31日までに許可を得て、かつ、工事に着手していないと、改めて盛土規制法による許可申請が必要となります。

- 県土砂条例の許可申請に係る標準処理期間は、事前相談が終了し、申請書類が全て整った段階から約1か月（土日祝日を除く20日。）です。ただし、補正等を要する場合は、さらに時間がかかることが想定されます。

※ 土砂埋立行為を行うには、関係法令の所要の手続き等が必要な場合があるため、関係法令の標準処理期間は、各所管課にご確認ください。

- 令和7年3月31日までに県土砂条例の許可を仮に受けられたとしても、令和7年3月31日までの工事着手が困難な場合、県土砂条例による申請の取下げをお勧めする場合があります。

